

新潟薬科大学生涯研修認定制度実施細則

制 定 平成 21 年 1 月 16 日

- 1 新潟薬科大学生涯研修認定制度実施要領に基づき「共催研修実施団体登録申請書」（様式第3号）により申請する「共催研修実施団体」の認定基準については、次のとおりとする。
 - （1） 目的若しくは内容に「薬剤師の資質向上」に関する事項が記載されていること。
 - （2） 代表者を置くことが明記されていること。
 - （3） 事務所又は事務局を置いていること。
 - （4） これまでに開催した研修に関する具体的な内容（日程、時間、会場名、目的、内容（演題名及び講師名）、参加人数及び参加者名簿（勤務先を含む））がわかる活動実績資料を添付していること。
 - （5） 団体が初めて発足し、今後本学との共催研修を希望する団体により申請を行う場合は、上記（1）～（3）、或いはそれと同等の内容（予定）が明記されている資料を、申請時に添付していること。（ただし、（4）の活動実績資料は除く。）
 - （6） 団体は、原則として1つの所属先に偏しない会員で構成されていること。
 - （7） 研修終了後、別に定める「共催研修終了報告書」（様式第7号）を高度薬剤師教育研究センター（以下「当センター」という。）に提出すること。なお、当センター運営委員会において、共催研修の評価を行う。
- 2 新潟薬科大学生涯研修認定制度実施要領に基づく「高度薬剤師教育研究センターが主催するグループ研修」の開催基準については、次のとおりとする。
 - （1） グループ研修を主催する本学教員は、研修開催前までに「グループ研修開催計画書」（研修の日程、時間、会場名、目的、内容（演題名及び講師名）、定員など）を当センター長に提出していること。
 - （2） グループ研修終了後、別に定める「研修終了報告書」を当センター長に提出すること。なお、当センター運営委員会において、グループ研修の評価を行う。

附 則

本実施細則は、平成 21 年 1 月 16 日から施行し、平成 20 年 9 月 1 日から適用する。